

公募型プロポーザル方式による事業者選定手続開始の公告

令和 6 年度亶理町立学校給食センター整備運営事業について、公募により複数事業者からの提案内容を審査し最良の提案をした者に対し随意契約の相手方候補として選定する、公募型プロポーザル方式を実施するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 1 月 26 日

亶理町長 山 田 周 伸

1. 業務概要

(1) 業務名

令和 6 年度 亶理町立学校給食センター整備運営事業

(2) 業務内容

別紙【亶理町立学校給食センター整備運営事業 要求水準書】のとおりとする。

(3) 履行場所

亶理町字悠里 1 番地 16

(4) 履行期間

契約締結日から令和 23 年 7 月 31 日まで

2. 業務実施方針

業務実施における事業者の選定は、公募型プロポーザル方式に基づき、次に掲げる方針で行う。

(1) 選定機関

令和 6 年度亶理町立学校給食センター整備運営事業の選定は、「亶理町立学校給食センター整備運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）により行う。選定に係る事務局は教育総務課があたる。

(2) 一次審査（資格審査）

資格審査は、応募者から提出される資格審査に関する書類をもとに、応募者が参加資格を満たしているか否かを確認する。資格審査は事務局が実施し、参加資格が確認できない場合は失格とする。資格審査における確認内容は別紙【亶理町立学校給食センター整備運営事業 審査基準書】のとおりとする。

(3) 二次審査（基礎審査、総合審査）

基礎審査では、提案価格が上限価格を下回っているか否か、及び応募者からの提案内容が募集要項等に示す条件を満たしているか否かを確認する。基礎審査は事務局が実施し、すべての確認項目を満足できていない応募者は失格とする。基礎審査における確認内容は別紙【亶理町立学校給食センター整備運営事業 審査基準書】のとおりとする。

総合審査では、選定委員会により提案内容の評価を行うとともに、事務局により提案価

格の評価を行い、それぞれの評価点の合計により順位を決定し、合計得点の最上位の事業者を優先交渉権者とする。提案価格の評価点が30点満点、提案内容の評価点が70点満点の合計100点満点で評価する（総合審査の合計が最も高いもの（同点となった場合には、提案内容の評価点が高いもの）から順位を決定する。なお、提案価格と提案内容ともに同点の場合は、委員の多数決により順位を決定する。）。

3. 応募者の備えるべき参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者は、次のとおり複数の事業者（法人に限る。）で構成するものとする。

ア 構成する事業者（以下「構成事業者」という。）は、町から直接業務等を受託・請け負うものとする。

イ 応募者は、必ず、施設の整備業務のうち設計に係る業務等を担当する事業者（以下「設計事業者」という。）、建設に係る業務等を担当する事業者（以下「建設事業者」という。）、工事監理に係る業務等を担当する事業者（以下「工事監理事業」という。）、維持管理に係る業務等を担当する事業者（以下「維持管理事業者」という。）及び給食の運営に係る業務等を担当する事業者（以下「運営事業者」という。）を含む事業者により構成されるものとする。設計事業者、建設事業者、工事監理事業、維持管理事業者及び運営事業者は、それぞれ一事業者とすることも複数の事業者の共同とすることも可能とする。

ウ 同一の事業者が複数の業務を実施することはできるが、工事監理事業と建設事業者を同一の者又は相互に資本面若しくは人事面で関係のある者が兼ねることはできない。

ア) 「資本面で関係のある者」とは、当該事業者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面で関係のある者」とは、当該事業者の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。以下同じ。

エ 応募者の構成事業者は、次の定義により分類し、参加表明書の提出時にはいずれかの立場であるかを明らかにするものとする。

オ 代表事業者：構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者

カ 構成事業者：特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者

キ 協力事業者：応募者を構成する法人で、町と直接契約を締結しない事業者

ク 一応募者の構成事業者は、他の応募者の構成事業者になることはできない。また、一応募者の構成事業者のいずれかと資本面若しくは人事面で関係のある者が、他の応募者の構成事業者となることはできない。

ケ 構成事業者（代表事業者を含む。）には、亶理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を一者以上含むこと。協力事業者については可能な限り亶理町内又は、宮城県内に本社を有する事業者を含むこと。

コ 必要に応じてその他の事業者（以下「その他事業者」という。）を応募者に含めることができるものとする。

(2) 構成事業者の参加資格要件

構成事業者は、本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力及び事業を効率的・効果的に実施できる経験及びノウハウを有していることとする。かつ、次の参加資格要件を満たすものとする。

ア 共通事項

2023（令和5）年度において、令和5・6年度互理町の入札参加資格者名簿に記載されていること。なお、記載のない事業者は、互理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領にある必要書類を、令和6年2月1日から2月15日の間に互理町教育委員会教育総務課へ提出すること。書類の詳細は、互理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領を参照すること。

イ 設計事業者

構成事業者である設計事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、（ア）についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は（イ）の要件を満たすこと。

（ア）建築士法（1950（昭和25）年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事務所の登録を受けていること。

（イ）HACCPに関する相当の知識を有していること。

※「HACCPに関する相当の知識を有している」とは、HACCP対応施設の設計又は運営実績、ドライシステムの学校給食施設や民間調理施設の設計又は運営実績、HACCPに関する書籍の出版等の実績、HACCPに関する講習会等の受講歴等を有する者を配置することをいう。以下同じ。

ウ 建設事業者

構成事業者である建設事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、（ア）についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は（イ）から（エ）までの要件を満たすこと。

（ア）建設業法（1949（昭和24）年法律第100号）第3条第1項の規定により、建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。

（イ）2013（平成25）年度以降、公募公告の日までに、延床面積が2,000㎡以上の公共施設の完成実績（共同企業体方式にあつては、出資比率20%以上の構成事業者及び協力事業者としての完成実績）があること。

（ウ）公募公告時点で最新の経営規模等評価結果通知・総合評定値通知の建設工事の種類「建築一式工事」の総合評定値（P点）が、850点以上であること。

（エ）次に掲げる基準を満たす監理技術者を配置できること。

a 監理技術者資格者証（建築）及び監理技術者講習修了証を有していること。

b 参加資格確認申請の日以前3か月以上の恒常的な雇用関係にあること。

エ 工事監理事業者

構成事業者である工事監理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、（ア）についてはすべての者が満たすこととし、少なくとも一者以上は（イ）の要件を満たすこと。

（ア）建築士法（1950（昭和25）年法律第202号）第23条の規定に基づき一級建築士事

務所の登録を受けていること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

オ 維持管理事業者

構成事業者である維持管理事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、(ア) 及び (イ) についてはすべての者が満たすこと。

(ア) 事業を実施するために必要な許認可等を有していること。

(イ) 事業を実施するために必要な有資格者等を配置できること。

カ 運営事業者

構成事業者である運営事業者は、共通事項に加えて次に掲げる要件を満たすものとする。なお、複数の者で実施する場合は、少なくとも一者以上はすべての要件を満たすこと。

(ア) 2013 (平成 25) 年度以降、公募公告の日までに、ドライシステムの学校給食施設又は健康増進法 (2002 (平成 14) 年法律第 103 号) に基づく特定給食施設において、2,000 食以上の調理業務の実績があること。

(イ) HACCP に関する相当の知識を有していること。

キ 調理設備事業者

(ア) 施設整備業務を担当する調理設備事業者は構成事業者とすること。維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者を、構成事業者または協力事業者にするかの判断は事業者の提案に委ねる。

(イ) 構成事業者である調理設備事業者は、共通事項を満たすこと。

ク その他

前項イからキに記載する事業者以外は、共通事項を満たすこと。

(3) 構成事業者の制限

次に該当する者は、構成事業者となることはできない。

ア 地方自治法施行令 (1947 (昭和 22) 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者。同法同施行令同条第 2 項の規定に基づく入札参加制限を受けている者

イ 会社更生法 (2002 (平成 14) 年) 法律第 154 号) に基づき更生手続開始の申立てがなされている者 (更生手続開始の決定を受けている者を除く。) 又は民事再生法 (1999 (平成 11) 年) 法律第 225 号) に基づき再生手続開始の申立てがなされている者 (再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

ウ 互理町入札参加業者指名停止要領 (1986 (昭和 61) 年 2 月 26 日制定) に基づく指名停止を受けている者

エ 参加資格確認申請の日において、国税又は地方税を滞納している者

オ 町が本事業のために設置する選定委員会の委員が属する組織・事業者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

カ 本事業のコンサルタント業務に関与した者及びこれらの者と資本面若しくは人事面で関係のある者

本事業のコンサルタント業務に関与している者は以下のとおりである。

日本工営都市空間株式会社

シティニューワ法律事務所

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（1991（平成3）年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団。また役員が同法第2条第6号に規定する暴力団員

ク 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（1999（平成11）年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成事業者

（4）応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日等

応募者の備えるべき参加資格に関する確認基準日は、参加表明書及び参加資格確認申請書の受付期限日とする。

参加資格確認後、優先交渉権者の決定までの期間に、代表事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、失格とする。また、代表事業者以外の構成事業者や協力事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、町が該当する構成事業者や協力事業者の除外又は変更を認めた場合を除き、失格とする。

優先交渉権者の決定以降、契約締結までの期間に、優先交渉権者の構成事業者が応募者の備えるべき参加資格要件を欠く事態が生じた場合には、契約を締結しない場合がある。

（5）応募者の変更

参加表明書提出以降においては、代表事業者の変更は認めない。構成事業者及び協力事業者の変更については、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行うこととする。町が妥当と判断した場合は、参加資格の確認を受けた上で提案書の提出期限までに応募者の変更及び追加を認めるものとする。

提案書の提出以降、契約締結までの期間は、構成事業者及び協力事業者の変更については、当該変更後においても参加資格の確認を受けた上、応募者の提案内容が担保されることを町が確認した場合において認める。

4. 提案上限額

本事業の提案上限額は、施設整備業務 2, 249, 500, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）、維持管理・運営業務（開業準備業務含む） 3, 127, 300, 000 円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

5. 亘理町立学校給食センター整備運営事業 募集要項等資料の配布日・場所

（1）配布日：令和6年1月26日（金）

（2）配布場所：プロポーザルに係る書類等は、亘理町ホームページから入手するものとする。

（亘理町ホームページ <https://www.town.watari.miyagi.jp/>）

6. 参加表明書等の提出期限、場所及び方法

（1）提出期限：令和6年1月26日（金）から令和6年4月5日（金）17時まで

（2）提出場所：事務局

（3）提出方法：事務局へ直接持参又は郵送。郵送の場合は提出期限までに必着のこと。

7. プロポーザルの中止について

災害等の緊急でやむをえない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認められる場合は中止、停止又は取り消すことがある。

8. 応募に関する留意事項

(1) 募集要項等の承諾

応募者は提案審査書類の提出をもって、募集要項等及び追加資料の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

参加に伴う費用は、すべて応募者の負担とする。

(3) 使用する言語、通貨単位及び時刻

本事業において使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は、日本標準時とする。

(4) 著作権

提案審査書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本事業において公表等が必要と認めるときは、町は、事前に事業者と協議した上で、提案審査書類の全部又は一部を使用できるものとする。

また、契約に至らなかった応募者の提案については、町による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとする。

なお、本事業に関して提出された書類は返却しないものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うこととする。

(6) 提案審査書類の取扱い

提出された提案審査書類については、変更できないものとし、また、返却しない。

(7) 町からの提示資料の取扱い

町が提示する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(8) 募集・審査の中止

天災地変等やむを得ない理由により、ヒアリングの実施ができないときは、これを延期し、又は中止する場合がある。

また、応募者の不正不穏行動等により審査を公正に執行できないと認められるときには、審査の実施を延期し、又は取りやめることがある。

(9) 提案審査書類の無効に関する事項

以下のいずれかに該当する応募者の提案審査書類は、無効とする。なお、選定事業者の決定後において、当該の選定事業者が以下のいずれかに該当することが判明した場合には、選定事業者の決定を取り消す。

ア 参加資格を有していない応募者のもの

イ 提案審査書類が所定の日時までには到着しないもの

ウ 同一の応募者から2つ以上の提案審査書類が出されたもの

エ 提案審査書類に必要な記名押印のないもの

オ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

カ 代理人が提案審査書類を提出する場合において、委任状の提出がないもの

キ 応募者が明らかに協定して応募し、その他の応募に際し不正の行為があったと認め

られるもの

ク その他、亶理町財務規則（平成7年亶理町規則第6号）に違反したもの

(10) その他

募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、代表事業者に通知する。

9. 事務局

〒989-2393 宮城県亶理郡亶理町字悠里1番地

亶理町教育委員会 教育総務課（担当：安田淳）

電話：0223-34-0509（直通）

FAX：0223-34-7684

電子メールアドレス：kyouiku@town.watari.miyagi.jp

※電子メールでの問い合わせの件名は、「令和6年度亶理町立学校給食センター整備運営事業問い合わせ（事業者名）」とします。